



平成 29 年 6 月 30 日

「UBS 地球温暖化対応関連株ファンド」受益者の皆様へ

UBS アセット・マネジメント株式会社

約款変更成立のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「UBS 地球温暖化対応関連株ファンド」（以下「ベビーファンド」といいます。）および「UBS 地球温暖化対応関連株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の約款変更に係る手続きとして、平成 29 年 5 月 23 日より平成 29 年 6 月 28 日までの間、受益者の皆様からの異議申立ての受付を行いました。

上記の異議申立て手続きの結果、異議申立てに係る受益権の合計口数が、公告日（平成 29 年 5 月 23 日）現在の受益権総口数の二分の一を超えませんでしたので、下記の通り約款変更を行います。

■約款変更適用日

平成 29 年 7 月 24 日

■約款変更の内容

- ・当ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先を、UBS AG, UBS アセット・マネジメント（チューリッヒ）から UBS アセット・マネジメント（アメリカス）インク（弊社グループ米国拠点）に変更いたします。
- ・また、上記の変更に伴い、取得申込および一部解約等の実行の請求を受付けない日を、「スイス取引所またはチューリッヒの銀行の休業日」から「ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日」に変更いたします。

敬具